

No.	種別	内容	市の見解 (※今後、国から発出される通知等により内容を変更する場合があります。)	作成日 (変更日)
1	居宅介護支援	ケアプランの「軽微な変更」について (事業所の名称変更)	事業所の運営法人や従業者に変更がなく、単なる事業所の名称等の変更と認められる場合には、軽微な変更として取り扱うことを可とします。なお、軽微な変更と判断した経緯や理由については記録に残してください。	2023.10.18
2	通所介護	予定日にサービスが入らなかった場合の振替について	同一週の他の曜日への振替が原則ですが、やむを得ない事情がある場合は前回のサービス提供日から次のサービス提供日までの間での振替としてください。	2024.1.5
3	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	原案作成委託料の計算方法について	「介護予防支援（Ⅰ）＋初回加算または連携加算」と、AF1002「介護予防ケアマネジメント A・初回」またはAF1003「介護予防ケアマネジメント A・連携」の原案作成委託料には、1 円の差額が発生します（AF1004「介護予防ケアマネジメント A・初回・連携」は2円の差額が発生します）。その理由は、介護予防ケアマネジメント Aは、加算を含めた合成単位数から委託率90％を算定しているからです。 また、平成30年4月提供分から、介護予防ケアマネジメント Aに加算を合わせて請求する際は、AF1002、AF1003及びAF1004で請求いただいております。令和6年4月に単位数の改正はありましたが、サービスコードに変更はありません。 別添「【計算表】R6 原案作成委託料について」をご確認ください。	2024.7.22
4	訪問介護	複数の要介護（要支援）者がいる世帯の生活援助の算定について	「それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付ける」「ただし、生活援助については、要介護者（要支援者）間で適宜所要時間を振り分けることとする」とあります。【参考】平成12年老企第36号」第二1(5) この、所要時間の振り分け方については次のとおりと考えます。 <u>1回の所要時間を該当者間で按分するのではなく、1日ごと（週単位・月単位）で按分するものとします。</u> (例：月曜→妻・水曜→夫、第1週→妻・第2週→夫など) ・1回の訪問にはヘルパーの初動時間が含まれているため。 ・本来2回行われるはずの世帯への見守り回数が1回に減ってしまうため。 なお、検討の結果、1回の所要時間を按分することが妥当と判断した場合は、そのプランの判断を妨げるものではありません。また過去のケアプランや現行のケアプランについての修正等は不要です。今後、ケアプランの作成や見直しをする際にご検討ください。	2024.7.31

No.	種別	内容	市の見解 （※今後、国から発出される通知等により内容を変更する場合があります。）	作成日 （変更日）
5	居宅介護支援 地域密着型サービス	地域密着型サービスの利用について	地域密着型サービスは、原則、逗子市に住民票がある方しか受けられません。 居宅介護支援事業者におかれましては、居宅サービス計画書（ケアプラン）作成時には、地域密着型サービスを利用できるか必ず被保険者証を確認してください。 また、地域密着型サービス事業所におかれましては、サービス提供時には必ず被保険者証を確認してください。 【転入時に要支援・要介護認定を継続する場合について】 他市町村で要支援・要介護認定を受けており、逗子市に転入する際に要介護（要支援）認定を引き継ぐ場合は、転入日から14日以内に本市高齢介護課で申請が必要です。 申請が転入日から14日を経過した場合、認定の引き継ぎはできず、再度逗子市で介護保険要介護（要支援）認定の申請が必要となります。その場合、転入日から申請するまでの介護サービス費は、全額自己負担になります。	2024.8.26
6	各サービス	負担割合等変更に伴う対応について	別紙をご確認ください。	2024.10.29
7	訪問型サービス	他のサービスとの関係等	利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 また、利用者が一の訪問介護相当サービス事業所において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定できません。	2025.02.07
8	介護予防・日常生活 支援総合事業（訪問 型サービス及び通所 型サービス）	地域区分について	請求時の地域区分について、サービス種類が訪問型サービス（A 2）及び通所型サービス（A 6）は、保険者（逗子市）の地域区分を設定してください。	2025.03.04